

Title	日本における経済安全保障政策の始まり：石油危機時の経済安全保障政策の検証を通じて
Sub Title	The origins of economic security policies in Japan : an examination of economic security policy in the oil crisis
Author	國藤, 貴之(Kunito, Takayuki)
Publisher	慶應SFC学会
Publication year	2024
Jtitle	Keio SFC journal Vol.24, No.1 (2024. ) ,p.56- 61
JaLC DOI	10.14991/003.00240001-0056
Abstract	本稿では、経済安全保障政策の起源といえる石油危機時の日本の経済安全保障政策を検証した。石油危機を受け日本は経済的脆弱性の解消に向けた取り組みに加え、安全保障概念の広がりに対処するための政策的な対応を進めた。資源制約は経済安全保障の概念を国際主義的な政策に発展させ、省庁間の調整は経済安全保障の射程を制限した。現代の経済安全保障政策を考察すると、石油危機時における経済安全保障政策との類似性がみられる。
Notes	自由論題：研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11671240-00240001-0056">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11671240-00240001-0056</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

[自由論題: 研究ノート]

## 日本における 経済安全保障政策の始まり

石油危機時の経済安全保障政策の検証を通じて

### The Origins of Economic Security Policies in Japan

An Examination of Economic Security Policy in the Oil Crisis

國藤 貴之

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科後期博士課程  
独立行政法人経済産業研究所 コンサルティングフェロー  
Takayuki Kunito  
Doctoral Program, Graduate School of Media and Governance,  
Keio University  
Consulting Fellow, Research Institute of Economy, Trade and Industry  
Correspondence to: kunitou@keio.jp

#### Abstract:

本稿では、経済安全保障政策の起源といえる石油危機時の日本の経済安全保障政策を検証した。石油危機を受け日本は経済的脆弱性の解消に向けた取り組みに加え、安全保障概念の広がりに対処するための政策的な対応を進めた。資源制約は経済安全保障の概念を国際主義的な政策に発展させ、省庁間の調整は経済安全保障の射程を制限した。現代の経済安全保障政策を考察すると、石油危機時における経済安全保障政策との類似性がみられる。

**This paper examines Japan's economic security policy in the oil crisis, which can be considered the starting point of Japan's economic security policy. The oil crisis prompted Japan to take policy responses to reduce its economic vulnerability. Then resource constraints developed the idea of economic security into an internationalist policy, and interagency coordination limited economic security. An examination of contemporary economic security policy reveals similarities with economic security policy in the oil crisis.**

#### Keywords:

経済安全保障、石油危機、日本、安全保障、デカップリング

economic security, oil crisis, japan, security, decoupling

#### はじめに

経済安全保障政策の重要性が謳われて久しい。日本において、その重要な契機となったのは、2020年12月の自民党新国際秩序創造戦略本部の提言(自民党, 2020)といえる。ここでは経済安全保障を「わが国の独立と生存及び繁栄を経済面から確保すること」と定義するとともに「戦略的自律性」と「戦略的不可欠性」という基軸の概念を提示した。また、資源・エネルギー、海洋開発をはじめとした広範な経済政策を包含する概念として、関係各省庁を広く巻き込んだ包括的な戦略的アプローチを志向した。

各省庁では経済安全保障の関連部署が整備され、その取りまとめとして内閣官房国家安全保障局に経済班が設置された。加えて2021年10月には経済安全保障担当大臣が設置され、政府一体で経済安全保障政策に取り組む環境が整備された。

2022年には「経済安全保障推進法」が制定され、国家安全保障戦略に「経済安全保障」が盛り込まれるなど、その取り組みは加速している。

しかし、経済安全保障の目指す政策領域は、いまだその外延が定まったとは言い難い。2022年12月に閣議決定された国家安全保障戦略(内閣官房, 2022)では、経済安全保障を「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保すること」と定義したものの、「国益」や「経済上の措置」が内包しうるものは広範である。

経済安全保障を冠する政策に目を向けても、その方向性は多岐にわたっており、個々の政策や単一の事象のみの分析では、その全体像や根底の思想を把握することは難しくなっている。

そこで本稿では、経済安全保障政策の意義を検証する手法として、経済安全保障の概念が始まった1970年代・1980年代の経済安全保障政策に着目した。広がり続ける概念の全体像を捉え、骨格的な思想を紐解くために、その起源を分析する。あまり知られていないが、経済安全保障は、1970年代から1980年代における石油危機への対応と「安全保障概念の広がり」の議論のなかで、日本の主要政策の一つとなった歴史がある。当時の経済安全保障の議論を検証すると、日本が今なお類似の構造的課題に直面していることを示唆しており、現代の経済安全保障政策を捉えるうえで重要なヒントを与えている。

研究手法として、1970年代・1980年代の経済安全保障を冠した行政文書や報道、論文の分析を行った。なお、当時の行政文書は30年の保存期間を超過しておりその多くが公開されていることから、幅広い検証が可能になっている。

## 1. 経済安全保障の萌芽

国際社会において経済安全保障という術語が使用されるようになったのは1970年代といわれる(Krause and Nye, 1975, p.323-42)。当時は米ソの圧倒的な核兵力の優越を前提としつつも、力の多元化と相互依存、国際システムの多極化がみられていた。その要因の一つに、アメリカの相対的な地位の低下がある。なかでもヴェトナム戦争は核戦力が国際政治において生み出す影響力が大体において限定的であることを示し、軍事力、経済関係、心理的交渉力といった多様な権力資源が国際政治の力の多元化をもたらすことが認知されはじめ、国際政治のあり方が変わりつつあった(中西, 1997, p.99)。

こういった力の形態の多様化と非政治的領域の政治化(Keohane and Nye, 2012)が議論されるなか、アラブ諸国による石油戦略がこの議論を決定的に加速させた。1970年代に生じた二度の石油危機は、経済的パワーの戦略的な活用が政治領域に多大な影響を与えるという、経済的依存のリスクと国家的な対処の必要性について、世界的なコンセンサスを生み出した。まさに経済の問題を国家の安全保障の観点から捉える機運が高まっていたといえる。

なかでも日本は、政治的に距離を置いていた中東での闘争が自国に危機を生み出したことにより、資源制約を始めとした経済的脆弱性を放置すれば、望まない権力政治に巻き込まれるとの懸念を高めた<sup>1)</sup>。さらに高度経済成長もたらした経済的パワーが米国を始めとした国家間の貿易摩擦を引き起こし始めていたことから、日本政府として、どのように自由経済に介入するか、その是非と在り方が問われていたといえる。

### 1.1 石油危機と日本の経済安全保障における課題

石油危機を克服するため日本は包括的な対策を講じている。物資の安定供給を確保するための立法措置や使用量低減のための取り組み<sup>2)</sup>、主要な供給元である中東への資源外交の推進である。

これらの対策は一定の成果を挙げたが、当時の日本は少なくとも二つの限界を迎えている。一つは日本における脅威国との経済的デカップリングの限界である。当時、国民の生活や経済活動における不確実性をコントロールするために、日本は自律的に石油を確保できる方法を模索した。しかし、依存の低減に向けた検討を深めるほど、日本は相応の努力によってもエネルギーの対外依存を変えようがなく、エネルギー自給による自立が不可能なことに直面せざるをえなかった(中西, 1997, p.104)。特に石油のみならず、自国民を支えるための根源的な要素である資源・エネルギー・食糧についての自給率が低く、日本は諸外国よりも

経済的依存のなかで自国の自律的運営を図らざるを得ない状況があった。

当時の通産省の経済安全保障に関する報告書のなかで行われた定量的な分析によれば、冷戦構造の中で各国の経済的デカップリングが進行した場合、主要国のなかでも対外的経済依存の割合が大きい日本は特にダメージが大きいことが示唆されていた<sup>3)</sup>。また、この報告書では、経済安全保障の観点から求められる政策として、重要な物資を確保するための政策だけでなく、途上国を巻き込んだ世界経済システムの維持・自由経済の促進を提言している<sup>4)</sup>。このように、日本が自律性を高めるには経済的デカップリングではなく、世界経済の安定化と経済的相互依存を進める必要があるという現実的な認識が、当時の日本にはあった。これは、一般にリアリズムが「国家は自律性を高めるために懸念国との経済的相互依存が縮小する」と考えることと異なっており、日本版のリアリズムだったとの論調もある(神谷, 2012, p.18)。

二つ目の限界は、資源外交における米国や同志国との連携である。石油危機に直面した日本は中東諸国に対し、インフラ設備、重工業、医療といった多岐に渡る援助を提案し、産油国と互恵的な関係を築こうとした(畠山・ミラー, 2023, p.23; 中曾根, 2012, p.237-44)。産業界では、中東との経済協力を推進するための財団法人が設立され、資源確保のための経済的相互依存関係の構築が進んだ<sup>5)</sup>。なかでもイランに対しては、ロレスタン石油鉱区開発利権獲得とイランでの石油化学事業への投資がカップリングされた三井グループの「イラン・ジャパン石油化学プロジェクト(IJPC)」といった大規模プロジェクトを進めるなど、関係構築を進めた(畠山・ミラー, 2023, p.23)。

この動きは当初、米国の動きとリンクしていた。1970年代に米国はサウジアラビアとイランの両国に投資する外交政策を進めており(Alvandi, 2012, p.347)、日本にとっても米国の友好国であるイランとの関係を確立することが重視されていたと考えられる(畠山・ミラー, 2023, p.24)。

しかし、1979年10月に米国がイラン革命により亡命していたパーレビ前国王を受け入れたことを契機に米国とイランの関係が急速に悪化する。

イラン革命側の信者らによる抗議デモが続くなか、同年11月4日にイスラム系学生らが在テヘラン米国大使館で人質事件を発生させ、パーレビ前国王のイラン送還を要求する。加えて、イランの石油相は翌5日に革命指導者であるホメイニ師の指示があればアメリカに対する石油輸出を停止する用意があると言明<sup>6)</sup>した。この動きに対し、米国カーター政権はパーレビ前国王の送還を拒否するとともに、イランの禁輸措置に先だってイランからの石油輸入を停止し、

経済的依存を断ち切る形で自国の脆弱性に対処した。

米国の措置により日本は板挟みになる。米国は対米禁輸分のイラン産原油を購入しないよう西側諸国に要請した<sup>7)</sup>が、米国は自国消費の4%を占めるイラン産石油がストップしても使用量減と同盟国連携で乗り切れると判断していた(産経新聞, 1979年11月13日)のに対し、日本は原油消費量の11%をイランに依存していた(毎日新聞, 1980年1月17日)ことに加え、自国供給を優先したと思われる欧米の主要な国際石油資本(メジャー)が日本への原油供給から事実上撤退(読売新聞, 1979年11月14日)したため、イラン産原油の輸入停止措置に踏み切った場合、受ける打撃は他の先進国とは比べものにならないほど大きかったのである。

経済的利害が異なる状況下において米国・同志国との連携に限界を迎えた日本は、資源確保の要請から自律的な外交を希求する。まず、米国からの要請を拒否する形で、イランからの対米禁輸分の原油の引き取り要求に応じている<sup>8)</sup>。加えて、イランとの経済的相互依存関係を深化させるIJPCプロジェクトの継続を追求する。日本は資源制約が他国よりも大きいことから西側諸国の経済的デカップリングへの追従には限界があった。通産省が中心となり資源国との関係性を安定化させることで資源供給を円滑化し、自国の脆弱性への対処を図ろうとしたのである。

しかし、イランとの関係維持を図る日本の動きは米国の反発を招いた。同志国のバックフィルを警戒していたバンス国務長官は日本企業がイラン産石油を高値で買い付けていることについて「無神経すぎる(インセンシティブ)」と強い不満を示し、友好国の協調的な態度を強く要望した(毎日新聞, 1979年12月11日)。米国議会の批判も大きく、民主党のロング上院議員は「もし日本がこの問題でずるく立ち回るならば、将来、自分自身が米国よりずっと大きな危機に直面することになる」と激しい警告を行い、共和党のロス上院議員らは日本政府に、米国の対イラン経済行動に協力的な措置をとり、イランに対する経済制裁の効果を弱める日本企業、銀行の活動を禁止することを強く求めた決議案を提出している(朝日新聞, 1979年12月12日)。

加えて米国は一向に人質事件が解決しないことを受け、追加的な経済制裁を西側諸国に求める。食糧・医療品を除く物資の全面禁輸、新たな信用供与・借款の禁止、イラン向け輸送業務の停止、新規プロジェクト契約の停止などを内容とする事実上の対イラン経済封鎖を図った(毎日新聞, 1980年1月17日)。

イランとの関係悪化は石油の全面禁輸に陥る可能性があったことから、日本にとってこれらの米国の方針はポジティブなものではなかった。しかし、結果的には米国の批

判に抗しきれず、イランからの石油輸入量は人質事件発生前の水準とすること(朝日新聞, 1979年12月25日)、ECと足並みを揃える形で追加的な経済制裁を実施することとなった(朝日新聞, 1980年4月24日)。日本にとっては、経済・外交両面において自国の課題が浮き彫りになったといえる。

## 1.2 国際的な経済交流の促進と経済安全保障

こういった時代背景のなかで、通産省が作成する79年版の経済協力白書(経済協力の現状と問題点)において、はじめて経済安全保障が記載される<sup>9)</sup>。白書のなかで、経済安全保障は「わが国経済協力の基本方向」という柱に位置付けられ、資源小国としての日本の脆弱性を克服する手段として経済協力の有効活用を目指す方向性が示された。「産油国との経済協力を通ずる友好関係強化は経済安全保障の観点から一層重要な課題になっており、産油国に対する円借款供与も今後検討するべき」とされている。また「産油国と民間会社による合弁事業を積極的に推進すべきであり、必要に応じて官民協調方式を検討すべきだ」との言及もある。これらの「円借款やODA等を活用しつつ、産油国との経済交流を安定化させることで経済安全保障を確保しようとする思想」は、前述の通商産業構造審議会による経済安全保障に関する報告書(通商産業省, 1982)や、ODA等の増額を要求した当時の予算要求においても確認できる<sup>10)</sup>。

ただし、経済協力白書においては、産油国との関係強化のために経済協力を活用しようとするものであったが、その後の通商産業構造審議会の報告書では、産油国との関係に留まらず、発展途上国の経済発展を含めた南北経済の均衡を図り世界システムの維持・強化を図ることが、世界のエネルギーや食糧の安定化に繋がり、ひいては日本の経済安全保障に資するという、より広範な射程を持つものに発展している。この着想は、経済的相互依存関係を深化させることが国家間の経済交流を安定化させるというリベラリズムの思想が色濃く、加えて、世界第2位の経済大国となった日本が発展途上国や世界システムに対して経済面での国際公共財を提供し、国際的な責任を果たそうとする機運がみられる。ここには、専守防衛の平和国家を国是とし安全保障面での国際貢献に限界を認識した日本が、経済面で国際的な責任を果たそうとした側面もあったと考えられる<sup>11)</sup>。

## 2. 安全保障の概念の拡散と省庁間調整

前節とは異なる観点として、石油危機は日本に、経済問題だけでなく、そもそも安全保障の概念が軍事的領域に留まらないことを深く認識させた側面がある(畠山・ミラー,

2023, p.21)。国家を守るには伝統的な軍事的防衛力のみならず、外交力や経済力といった複合的要素への包括的な対応が不可欠であるとの危機感を生じさせた。この時代的要請が、日本での安全保障概念の再考を促し、政府に非軍事的領域を含めた総合的な対処を行うための概念や体制の設計を検討させることになる。いわゆる総合安全保障の議論である。たとえば、1980年には大平正芳首相が「総合安全保障」を提唱し、外交や経済力などの非伝統的手段を使用して、戦争や侵略などの伝統的脅威だけでなく自然災害や経済危機なども含めた「非伝統的」な脅威にも安全保障の概念を広げている(中西, 1998, p.141-58)。これらの総合安全保障の概念は経済安全保障と同時期に議論されており、経済安全保障は単に「経済」と「安全保障」のリンケージの問題として単一的に生まれたのではなく、安全保障概念の広がり議論されるなかで形成されている。当時の文献によれば、この議論には、与野党や政府だけでなく、政府内部の関係省庁の思惑が交錯している。

当時、総合安全保障の議論を政策体系に位置付けたのは大平内閣である。大平首相は1979年4月に総合安全保障研究グループを立ち上げ、官民の議論を促しながら、政府の体制として総合安全保障関係閣僚会議を設置した。1980年9月に公表された内閣審議室のペーパーによれば、総合安全保障とは「国際的要因に起因し、わが国の存立基盤に重大な影響を与え、あるいは、与える恐れのある多種多様な脅威に対し、外交、国防、経済等の諸施策を総合することによって、その発生を未然に防止し、あるいは現に発生した場合にこれに適切に対処することにより、わが国の国家としての存立を維持し、また社会的な大混乱を防止すること」とされ、日米安保から資源の供給先多角化、国民の「愛国心」の養成までを射程とする広範なものであった。その上で、個々の政策の調和を希求した。

しかし、大平内閣が描いた理想は当時実現しなかった。総合安全保障の施策群は、実際に具体化される過程において、個別の要素自体に分化していったのである(山口, 2023, p.35-6)。各省庁が個々の政策を安全保障の観点から再考し、たとえば防衛庁は軍事安全保障、通産省は経済安全保障、農水省は食糧安全保障などの分化した概念を官僚機構ごとに利用し(山口, 2023, p.24)、予算や権限の確保を図ろうとした。なかでも積極的な動きを見せたのが通産省である。通産省の産業構造審議会が答申した「八〇年代の通産政策ビジョン」(通商産業省, 1980, p.11)では、新しい国民的目標の一つとして「資源小国の制約の克服という文脈からの経済安全保障の確立」が掲げられ「研究開発、経済協力などの経済安全保障のための経費をGNPの一定規模以上に設定し、そのコストは国民全体で負担するとの

合意形成が早急に行われる必要がある」との提言がなされているほか、先にも触れたように1982年には産業構造審議会が「経済安全保障の確立を目指して」との報告書を提出している。同報告書によれば、経済安全保障はエネルギーだけでなく、農水省や外務省の所掌とされる食糧安全保障や経済協力をも射程としている(通商産業省, 1982)<sup>12)</sup>。

この動きのなかで、安全保障を所管する外務省と防衛庁が警戒心を示したとみられる<sup>13)</sup>。もっとも、外務省は単に権限侵害の懸念に対処しようとしたのではなく、むしろ安全保障概念の多様化というロジックについて、外務省自身も権限の維持ないし拡大につなげようとした。たとえば、政権の関心事項であった総合安全保障のなかに経済協力を位置付けることで援助予算の増額を試みている(山口, 2023, p.176-8)。また、通産省との取り合いの末に、外務省は総合安全保障を議論する場として設置された「総合安全保障関係閣僚会議」の事務局のトップである担当室長のポストを確保している。

対して通産省は事務局には課長級を送るに留まり、総合安全保障の文脈での通産省の役割は一省庁の範囲に限定される。この中で通産省が進める経済安全保障の政策は、「エネルギー」や「資源」など、通産省の所掌に特化したものとして整理されていくことになる。

なお、同会議は政策決定機能がなく、あくまで情報交換の場に留まったこと、狭義の安全保障を議論の射程に組み込めなかったこと、各省がそれぞれ進める施策を取りまとめるのみで全体としての整合性のある総合安全保障政策をまとめることができなかったこと(山口, 2023, p.175-6)からモメンタムを失い、中曽根政権が倒れると、現職の首相が総合安全保障を体系的に語ることはなくなった。1990年代に入り産業政策が再評価されたことと相まって、引きずられるように経済安全保障も政策文書に現れなくなる。

### 3. 現代の経済安全保障との類似性

1980年代の議論ののち、数十年を経て、再び経済安全保障政策が取り扱われるようになる。この間に、2010年の中国によるレアアース輸出制限措置への対応など、実質的に経済安全保障政策と見做しうる取り組みは散見される。しかし、経済安全保障政策としてパッケージ化され、主要政策として再び打ち出されたのは2019年以降である。

共通の背景として、1970年代と同様に、重要な物資の供給途絶リスクが高まっており、安全保障の概念が広がるなかで経済分野を含めた包括的・統合的な検討への必要性が高まっていることから、政府による経済介入への要請が生じていることが推察できる。

ただし、石油危機時において日本は、経済的威圧の主体

であった中東との政治上・安全保障上の利害関係が希薄であったのに対し、現代では地政学上、安全保障上の脅威と経済的な脅威が重なりあい、経済的相互依存の在り方が権力政治により深く影響することで、その関わり方に変化が生じている。そういった観点を踏まえ、本節では新旧の経済安全保障について一考する。

1970年代・1980年代の経済安全保障は、石油危機に端を発した「経済活動」を守るための「安全保障」の議論と、安全保障の概念が拡大するなかでの経済領域での取り組み、という二つの方向性を有していたように思われる。

「経済活動」を守るための「安全保障」の観点からは、現代においても日本は、国民の生活や経済活動にとって重要な物資を確保するための取り組みを進めている。2022年に成立した経済安全保障推進法では、重要鉱物やLNGを重要物資として指定し、サプライチェーンの強靭化を図った(國藤ら, 2022, p.57-67)。加えて、サイバーアタックなどによるインフラ活動への影響という新たな課題にも対処し、経済活動を維持するための措置を経済安全保障の枠組みで整備している。近年では、2023年5月のG7広島サミットの「経済的強靭性・経済安全保障」のセッションにおいて、サプライチェーンや基幹インフラの強靭化・経済的威圧への対処・機微技術の管理とともに、「グローバル・サウスを含む国際社会全体の経済的強靭性と経済安全保障を強化すること」が確認されたように、国際主義的な政策も見られ始めている(外務省HP)。

安全保障の概念が拡大するなかでの経済領域の取り組みの強化という観点からは、2014年の国家安全保障会議と国家安全保障局の設置、2022年の国家安全保障戦略の閣議決定と防衛費の大幅な増額(渡辺, 2023)という一連の施策において、当時の思想を継承しつつ、積み残した課題に対処した側面がうかがえる。先の総合安全保障研究グループは1980年に「総合安全保障戦略報告書」を答申しており、その中で非軍事的領域を含めた総合的な安全保障政策の実現のために「国家安全保障会議」の設置を提言し、GNP 1%にとらわれない防衛費の増額を求めていた。現代においてこれらの取り組みが進展したのは、日本において当時よりも軍事的な観点での安全保障上のリスクが高まっていることが背景にあるだろう。

他方で、原油供給国であったイランに対し、かつての日本は協力と相互依存関係の強化の取り組みを進めたが、現代においても、日本が資源制約の限界や経済的デカップリングによるコストの相対的な大きさを克服できず、懸念国との一定の関係維持を図ろうとするかは、いまだ未知数である。しかし、たとえばレアアースなどの重要な資源を有する中国に焦点を当てれば、1970年代の中東と異なり、

日本は政治・安全保障上も、極めて密接に関わっている。経済上の関係を維持するための政治的コストは相対的に上がり、より多面的・複合的な対応が必要になるだろう。

## おわりに

経済安全保障は、石油危機による資源確保の要請のなかで概念の形成が始まった。石油危機が国民一般に深い影響力を及ぼしたことにより、資源の安定的な確保が国家の自律的な運営に不可欠であることが広く認識された。当初、経済安全保障の概念には、国民生活や経済活動に不可欠な資源を確保するための取り組みと、外交的自律性や国家運営を支えるための経済的脆弱性の解消の要請が根底にあったといえる。

そして、日本の資源的制約や安全保障の概念の広がりの中で、経済安全保障政策は途上国を巻き込んだ国際主義的な政策へと発展した。ただし、省庁間の調整により、その射程は限定された。

経済を含めた安全保障上の脅威が相対的に高まった現代においても、重要物資の確保をはじめとした政策的対応が行われ始めており、政策の類似性がみられている。

経済安全保障政策の射程は現在進行形で広がっており、そのあり方に世界的な関心が高まっている。経済安全保障の概念や、経済安全保障上対処すべき日本の構造的課題や政策について、更なる検討を行っていきたい。

## 注

- 1) 西独もプラント首相が「産油国が売らねばならない石油なのに、消費国に対し供給停止などの威嚇的発言を行っていることは、きわめて遺憾である」との声明を発表し、アラブ諸国が中東戦争と何ら関係のない消費国を巻き込む動きに出ていることを批判している(日本経済新聞, 1973年10月18日)。
- 2) 1973年11月に「石油緊急対策要綱」を定め「官庁における石油・電力等の節約対策実施要綱」と民間企業や国民一般への「エネルギー節約キャンペーン」を実施するとともに「国民生活安定法案」と「石油需給適正化法案」を閣議決定している。
- 3) 通産省(1982)によれば、日本のエネルギー基盤を他の先進国と比較した結果として、①エネルギー自給率は約15%(1980年)と最も低い。②全エネルギーの石油依存度は約66%(1980年)で、イタリアと並んで高い。③全エネルギーの中東依存度は55%(1979年)とイタリアに次いで高い。④輸入総額に占めるエネルギー代金の割合は50%(1980年)と最も高い。といったデータを提示しながら、経済的デカップリングによる日本のダメージが極めて大きいことを説明している。そのうえで「我が国の経済安全保障の基本的方向は、相互依存関係の深化にある」と論じた。
- 4) 同上。
- 5) 通産省が資金援助しており、官民協調の取り組みとなっている。
- 6) 『朝日新聞』1979年11月6日によれば、国営イラン石油会社のイスラム教徒労働者は大使館占拠の学生を支持する声明に加わっており、ホメイニ師の指示待ちの状態であったといわれる。また、4日夕、イラン外務省は事件がイラン国民の一般的な感情を反映したものであり、原因は米国がイラン革命を理解せず、国民感情を尊重しなかったことにあるとして

- いる。
- 7) 当時のニューヨークタイムズ(1979年11月15日)は、米国外務省は主要西側諸国に対してペルシャ湾岸諸国からの石油輸入を拡大しないように非公式に要請し概ね好感を得たが、イラン石油の主要輸入国である日本は要請に応じそうになかったと報じている。
  - 8) 通産省の濃野事務次官は「原油購入について国際的なスポット価格をつり上げるような高値買いはやめるよう商社や石油会社を指導する」としつつ、「イランから打診の来ているスポット原油購入をすべてやめるよう指導する考えはない」としている(日本経済新聞, 1979年11月27日)。
  - 9) 経済協力白書(経済協力の現状と問題点)75年版では、経済協力が「発展途上国の開発に役立つと同時にわが国経済の安全保障上きわめて大きな役割を果たすものである」と記載されており、通産省は早くから安全保障の観点から経済とらえていた向きがある。
  - 10) 「総合安全保障(外交)に関する各種審議会等の意見の概要」(1981年8月19日、総理府作成資料)、および、「総合安全保障関係閣僚会議関連想定問答(問4参考資料)」(1981年1月24日、総合安全保障関係閣僚会議担当室)を参照。
  - 11) 『大平総理の政策研究会報告書6「対外経済政策の基本」—対外経済政策研究グループ—』において、「国際協力にあたっては、直接的な軍事協力は早急に拡大せず、軍事以外の経済・外交・文化・科学・芸術等の協調面で、他国よりも積極的な貢献を行う」としている(通商産業省, 1982, p.53-65; 山口, 2023, p.178; 総合安全保障研究グループ, 1980, p.40)。
  - 12) なお、自民党から分離した新自由クラブは基本理念として「総合的な安全保障」を掲げたうえで「わが国の安全保障は、今後、軍事的側面に偏することなく、日米安全保障体制を含めて、総合的—すなわち、経済安全保障(資源安全保障・食糧安全保障・エネルギー安全保障)の観点から抜本的な再編成が求められている」としている(朝日新聞, 1976年7月21日)。
  - 13) 防衛庁の事務次官級会議(1980年8月12日)の資料(指定前秘密、会議終了後席上回収)によれば、議題「総合安全保障に関する関係省庁担当者会議に提出すべき総合安全保障のための制度に係る防衛庁の見解」のなかで、「総合安全保障会議は(1)政治的・軍事的安全保障の問題(国防会議の所掌するものを除く。)を主とし、資源・エネルギー、食糧等経済的安全保障の分野の問題については、政治的、軍事的安全保障と密接な関連を有する範囲内において取り扱う。」とし、総合安全保障の概念が、国防会議の所管する軍事的安全保障に及ばない旨の意見を答申している。

通商産業省産業構造審議会編(1982)『経済安全保障の確立を目指して』通商産業調査会。  
 内閣官房(2022年)「国家安全保障戦略について」<https://www.cas.go.jp/jp/siryu/221216anzenhoshou/nss-j.pdf> (2023年11月25日アクセス)  
 中曽根康弘(2012)『中曽根康弘が語る戦後日本外交』新潮社。  
 中西寛(1997)「総合安全保障論の文脈—権力政治と相互依存の交錯—」『年報政治学』48, p.97-115。  
 中西寛(1998)「日本の安全保障経験—国民生存権論から総合安全保障論へ」『国際政治』117, p.141-58。  
 島山京子、ミラー枝里香(2023)「日本のエネルギー安全保障—国際構造と相互依存の視点から—」『国際安全保障』50(4), p.17-35。  
 山口航(2023)「冷戦終焉期の日米関係—分化する総合安全保障—」吉川弘文館。  
 渡辺公徳(2023)「新たな国家安全保障戦略等の策定と令和5年度防衛関係予算について」『ファイナンス』2023 Apr., p.29-38。  
[https://www.mof.go.jp/public\\_relations/finance/202304/202304f.html](https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202304/202304f.html) (2023年11月25日アクセス)

[受付日 2024. 3. 24]  
 [採録日 2024. 5. 7]

## 参考文献

- Alvandi, R. (2012) “Nixon, Kissinger, and the Shah: The Origins of Iranian Primacy in the Persian Gulf”, *Diplomatic History*, 36(2), p.337-72.
- Keohane, R. and Nye, J. (2012) *Power and Interdependence*, 4th ed., Longman.
- Krause, L. and Nye, J. (1975) “Reflections on the economics and politics of international economic organizations”, *International Organization*, 29(1), p.323-42.
- 外務省(2023)「G7広島サミット(概要)」  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4\\_005920.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_005920.html)  
 (2023年11月25日アクセス)
- 神谷万丈(2012)「日本の現実主義者のナショナルリズム観」『国際政治』170, p.15-29.
- 國藤貴之、他(2022)「経済安全保障推進法の解説」『NBL』1224, p.57-67.
- 自民党(2020)「提言「経済安全保障戦略」の策定に向けて」  
[https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/201021\\_1.pdf](https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/201021_1.pdf) (2023年11月25日アクセス)
- 総合安全保障研究グループ(1980)『総合安全保障戦略』大蔵省印刷局。
- 通商産業省産業構造審議会編(1980)『八〇年代の通産政策ビジョン』通商産業調査会。